

低入札価格調査制度に関するQ & A

2019年（令和元年）6月7日

建設管理部建設政策課（契約担当）

| | 質問 | 回答 |
|---|---|--|
| 1 | 様式3号の「労務賃金調書」に記入する下請負人の労務賃金について、記入した事項を証するために、下請負人からの見積書等を添付する必要がありますか。 | 様式第3号の「労務賃金調書」について、添付資料は必要ありません。 |
| 2 | 実際の工事施工において、様式第2号及び第3号に記入した一次下請予定者以外の者を一次下請業者として使用することはできますか。 | 原則として低入札価格調査において予定していた下請契約の相手方及び内容で発注しなければなりません。やむを得ず変更が必要な場合は、その旨を発注者に届け出てください。 なお、詳しくは「福山市建設工事総合評価方式試行要綱」第12条第5項から第8項を確認してください。 |